

令和7年度（2025年度）阿蘇グリーンインフラの 貢献度評価指標検討に係る業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討に係る業務

2 業務の目的

阿蘇地域のグリーンインフラ（草原、水田及び森林をいう。）は、水源涵養、生物多様性の保全、流域治水等の様々な機能（以下「多面的機能」という。）を有している。

また、阿蘇地域は、白川をはじめとした6つの一級河川の源流域にあたり、九州の水がめと呼ばれており、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす水源涵養機能は、河川の規定流量を増加させ、流量の安定化を支えるなど、流域の健全な水循環の維持に貢献している。

しかし、阿蘇地域では、これまで草原の野焼き等の活動を行ってきた牧野組合の高齢化や後継者不足による担い手不足など、グリーンインフラを維持・再生する活動の継続が困難な状況が生じている。

そこで本県は、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす多面的機能に着目し、阿蘇のグリーンインフラを維持・再生する活動を支援するための新たな基金を創設する予定である。また、この新基金では、寄付者に対し、寄付額に応じた貢献度の証明書（以下「貢献証書」という。）を交付する予定である。

本業務は、阿蘇地域のグリーンインフラの現状把握、グリーンインフラの多面的機能に関する既往知見の整理等を行った上で、水源涵養等の専門家による貢献度評価指標検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することにより、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす貢献度の評価指標を整理するとともに、貢献証書のあり方の検討を行い、新基金の円滑な運営に資することを目的とする。

3 業務内容

受託者は、県が実施する阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす貢献度の評価指標の整理が円滑に進むよう、草原の水源涵養機能の指標の策定、水田及び森林の水源涵養機能の指標の策定に係る基本的な考え方の整理、並びにグリーンインフラの水源涵養以外の多面的機能に係る評価の設定可能性の検討に必要な以下の項目について業務を行うこととする。

(1) 阿蘇地域のグリーンインフラの現状把握

本県、環境省等の既往調査結果等を基に、阿蘇地域のグリーンインフラの分布状況、管理状況を整理するとともに、阿蘇地域のグリーンインフラを維持・再生する活動における課題を整理し、本業務の基礎資料とする。

(2) グリーンインフラの多面的機能に関する既往知見の整理・指標等の検討

グリーンインフラが有する多面的機能について、既往の現地調査結果や研究論文等の調査等を行い、阿蘇地域のグリーンインフラの評価に活用できる指標や、その評価方法を検討する。

(3) 委員会の開催に係る業務

草原の水源涵養機能の指標策定等を行うため、契約期間内に委員会を3回以上開催することとし、受託者は委員会を円滑に開催するため、次の業務を行う。

ア 委員候補の選定及び委員就任の調整

※ 委員は、委託者と調整の上で決定することとする。

イ 委員への事前ヒアリング

ウ 日程調整・会場の確保

エ 委員会資料の作成・準備

オ 委員会の運営

カ 議事録の作成

(4) 貢献証書のあり方の検討

寄付者として想定される企業等へのヒアリングを行うこと等により、貢献証書に対するニーズを把握した上で、新基金への支援を呼び込むための貢献証書の記載内容等の検討を行う。

また、ヒアリングの際には、企業等が新基金に期待するインセンティブについても確認し、評価を行う。

(5) その他

本業務に付随する事項等

4 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、各委員会開催前及び本業務の最終とりまとめ時並びに必要なに応じて行うこととし、合計5回以上行う。

なお、打合せ協議は、Web会議システムによる実施も可能とする。

5 成果品の提出

(1) 委員会の議事録

委員会の開催の日から14日以内に電子媒体で委託者に提出する。

(2) (1)以外の成果品

業務により収集・作成した資料等を取りまとめ、業務完了報告書として、紙(A4版)1部及び電子媒体1式を委託者に提出する。

6 履行期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月27日(金)まで

7 その他

(1) 成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

(2) 本業務における入手情報及び行政情報の管理体制等については、ISMS/ISO27001に基づき、本業務の履行に関する全ての行政情報について流出

防止対策を講じること。

また、再委託業者と再委託契約を締結する場合は、情報流出防止対策として、ISMS/ISO27001 に則って作業を実施すること。

- (3) 本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」に従うこと。
- (4) 業務を円滑かつ効率的に進めるため、委託者と密接な関係を保ちつつ実施すること。
- (5) 作業の内容等に疑義が生じた場合には、その都度委託者と十分に協議した上、その指示に従うこと。